

第6期七宗町障がい福祉計画・  
第2期七宗町障がい児福祉計画  
(案)

令和2年12月  
七宗町



# 目 次

<b>第1章 計画の概要</b>	1
1 計画策定の背景・趣旨	1
2 障がい者施策の動向	2
3 計画の位置づけ	8
4 計画の期間	9
<b>第2章 障がい者を取り巻く現状</b>	10
1 七宗町の現状	10
<b>第3章 計画の基本的な考え方</b>	17
1 障がい者施策の基本理念	17
2 計画の基本方針	17
3 成果目標と活動指標	19
<b>第4章 障がい福祉サービス等の見込み</b>	28
1 障がい福祉サービスの体系	28
2 障がい福祉サービスの利用状況と利用見込み	29
3 地域生活支援事業の利用状況と利用見込み	35
<b>第5章 計画の推進</b>	48
1 計画の推進体制	48
2 計画の進行管理	48



## 1 計画策定の背景・趣旨

近年、障がいのある方の高齢化と障がいの重度化が進む中で、障がい福祉のニーズはますます複雑多様化しており、すべての障がいのある方が、地域で安心して生活できるまちづくりが求められています。また、障害者基本法の理念にのっとり、障がいの有無によって分け隔てられることなく、障がいのある方も相互に人格と個性を尊重し合い、ともに支えあいながら暮らすことができる地域共生社会の実現が求められています。

国は、平成25年4月に障害者自立支援法を改正し、障がいの定義に難病等を追加し、地域社会における共生の実現に向けて、障がいのある方の日常生活及び社会生活を総合的に支援するため、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（以下「障害者総合支援法」という。）を施行しました。平成28年5月には、障害福祉サービス及び障害児通所支援の拡充等を内容とする「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律」が成立し、障がいのある方の望む地域生活の支援の充実や障がいのある子どもへの支援ニーズの多様化に対しきめ細かな対応等を図ることとしています。

また、平成26年1月には「障害者の権利に関する条約」に批准し、平成28年4月に、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障がいを理由とする差別の解消を推進することを目的とした「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（以下「障害者差別解消法」という。）及び雇用の分野における障がいのある方に対する差別の禁止及び障害のある方が職場で働くにあたっての支障を改善するための措置（合理的配慮の提供義務）を定める「障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律」が施行されています。

高齢福祉、子ども・子育て支援等に関する各制度の成熟化が進む一方で、人口減少、家族・地域社会の変容などにより、地域のあらゆる住民が役割を持ち、支え合いながら、自分らしく活躍できる地域コミュニティを育成し、公的な福祉サービスと協働して助け合いながら暮らすことのできる「地域共生社会」の実現が求められています。

昨今では、支援が必要な場合であっても、個人や世帯単位で複数分野の課題を抱え、複合的な支援を必要とするといった状況もみられ、年齢を重ねても多様な生活課題を抱えても総合的な支援を受けやすくする必要性も生じてきています。

また、国の基本指針では、直近の障がい者施策の動向等を踏まえ、令和3年度から令和5年度までの第6期障害福祉計画及び第2期障害児福祉計画の策定に当たり、障がい福祉人材の確保や障がい者の社会参加を支える取組が盛り込まれるなど、見直しがされています。

本町では、平成30年3月に策定した「第5期七宗町障がい福祉計画・第1期七宗町障がい児福祉計画」の計画期間が令和2年度をもって終了することから、本町の障がい者施策を引き続き計画的に推進していくため、新たに令和3年度を初年度とした第6期七宗町障がい福祉計画・第2期七宗町障がい児福祉計画を策定することとしました。

---

## 2 障がい者施策の動向

---

### (1) 国の基本計画

#### ① 障害者基本計画（第4次）（平成30年閣議決定）

##### ＜基本理念＞

共生社会の実現に向け、障害者が、自らの決定に基づき社会のあらゆる活動に参加し、その能力を最大限発揮して自己実現できるよう支援

##### ＜基本的方向＞

1. 2020東京パラリンピックも契機として、社会のバリア（社会的障壁）除去をより強力に推進
2. 障害者権利条約の理念を尊重し、整合性を確保
3. 障害者差別の解消に向けた取組を着実に推進
4. 着実かつ効果的な実施のための成果目標を充実

##### ＜総論の主な内容＞

- 当事者本位の総合的・分野横断的な支援
- 障害のある女性、子供、高齢者の複合的な困難や障害特性等に配慮したきめ細かい支援
- 障害者団体や経済団体とも連携した社会全体における取組の推進
- 「命の大切さ」等に関する理解の促進、社会全体における「心のバリアフリー」の取組の推進

## (2) 関係法の動向

### ① 関連法の制定・改正

#### ア 住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律の一部改正 (平成 29 年)

- 民間の空き家・空き室を活用して、高齢者、低額所得者、子育て世帯、障害者等の住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅の登録制度を創設するなど、住宅セーフティネット機能を強化

#### イ 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の一部改正 (平成 30 年)

- 理念規定に、共生社会の実現、社会的障壁の除去に留意すべき旨を明確化し、国及び国民の責務に、高齢者、障害者等に対する支援（鉄道駅利用者による声かけ等）を明記し、全国におけるバリアフリー化を一層推進するために総合的な措置を講ずる

#### ウ 学校教育法等の一部改正（平成 30 年）

- 障害等により教科書を使用して学習することが困難な児童生徒の学習上の支援のため、必要に応じて「デジタル教科書」を通常の紙の教科書に代えて使用することができるよう、所要の措置を講ずる

#### エ 障害者による文化芸術活動の推進に関する法律（平成 30 年）

- 施設のバリアフリー化や情報保障といった、障害のある人が文化芸術を鑑賞しやすくする取組や、作品を発表できる機会の確保、著作権の保護、高い評価を受けた作品の販売・発信に関する支援など、障害のある人が、文化芸術を鑑賞・参加・創造できるための環境整備や、そのための支援を促進する

#### オ ユニバーサル社会の実現に向けた諸施策の総合的かつ一体的な推進に関する法律 (平成 30 年)

- ユニバーサル社会の実現に向けた諸施策を総合的かつ一体的に推進するため、国等の責務を明記し、諸施策の実施状況の公表や諸施策の策定等に当たっての留意点を定めた

#### カ 障害者の雇用の促進等に関する法律の一部改正（令和元年）

- 国および地方公共団体における障害者の雇用状況についての的確な把握等に関する措置を講ずることが盛り込まれるとともに、民間の事業主に対する措置として、特定短時間労働者を雇用する事業主に対する特例給付金の支給や障害者の雇用の促進等に関する取組の実施状況が優良な中小事業主の認定などの新たな制度の創設が盛り込まれた

**キ 成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律（令和元年）**

---

- ・成年後見制度の利用の促進に関する法律に基づく措置として、成年被後見人及び被保佐人の人権が尊重され、成年被後見人等であることを理由に不当に差別されないよう、成年被後見人等に係る欠格条項その他の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための措置を講ずる

**ク 視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律（令和元年）**

---

- ・視覚障害者等の読書環境の整備推進に関し、国や自治体が果たすべき責務などを明記するとともに、視覚障害者等の図書館利用に係る体制整備等の視覚障害者等の読書環境の整備を総合的に進めるための施策が示された

### （3）障害福祉計画の見直しの動向

**① 基本指針の見直しの主なポイント**

**ア 地域における生活の維持及び継続の推進**

---

- ・地域生活支援拠点等の機能の充実を進める
- ・日中サービス支援型共同生活援助等のサービスを踏まえた地域移行の検討

**イ 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築**

---

- ・精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築を一層推進するため、精神障害者の精神病床から退院後1年以内の地域における平均生活日数を成果目標に追加する
- ・ギャンブル等依存症をはじめとする依存症について、自治体や関係者等の地域の包括的な連携協力体制の構築や依存症の理解促進等、依存症にかかる取組事項を盛り込む

**ウ 福祉施設から一般就労への移行等**

---

- ・一般就労への移行や工賃・賃金向上への取組を一層促進させる
- ・就労定着支援事業の利用促進を図り、障害者が安心して働き続けられる環境整備を進める
- ・地域共生社会の実現に向け「農福連携ビジョン」を踏まえた農福連携の更なる推進をするとともに、多様なニーズに対応した就労支援として、大学在学中の学生や高齢者に対する就労支援について追加する

**エ 「地域共生社会」の実現に向けた取組**

---

- ・「相談支援」「参加支援（社会とのつながりや参加の支援）」「地域やコミュニティにおけるケア・支え合う関係性の育成支援」を一体的に実施する包括支援体制について、基本的な姿勢や理念を盛り込む

#### **オ 発達障害者等支援の一層の充実**

---

- ・発達障害者等に対して適切な対応を行うため、ペアレントプログラムやペアレントトレーニングなどの発達障害者等の家族等に対する支援体制の充実を図る
- ・発達障害を早期かつ正確に診断し、適切な発達支援を行う必要があることから、発達障害の診断等を専門的に行うことができる医療機関等を確保することの重要性を盛り込む

#### **カ 障害児通所支援等の地域支援体制の整備**

---

- ・難聴障害児の支援体制について、取り組む仕組みを作っていく方向性を盛り込む
- ・児童発達支援センターや障害児入所施設について、今後果たすべき役割を明記する
- ・障害児入所支援における18歳以降の支援のあり方について、関係機関が参画して協議を行う体制の整備について盛り込む
- ・自治体における重症心身障害児及び医療的ケア児のニーズの把握の必要性について明記する

#### **キ 障害者による文化芸術活動の推進**

---

- ・国の計画を踏まえ、関係者等の連携の機会の設置、人材育成や創造活動への支援等の取組の推進をより図るため、都道府県単位で障害者による文化芸術活動を支援するセンターの重要性を基本指針に盛り込む

#### **ク 障害福祉サービスの質の確保**

---

- ・多様となっている障害福祉サービスを円滑に実施し、より適切に提供できるよう、サービス事業者や自治体における研修体制の充実や適正なサービス提供が行えるかどうかを情報収集するなどの取組について、基本指針に盛り込む

#### **ケ 福祉人材の確保**

---

- ・関係団体等からの要望が多くあることから、基本指針に盛り込む

### **② 個別施策に係る見直し事項（その他の見直し項目）**

#### **ア 「地域共生社会」の実現に向けた取組**

---

- ・地域住民が主体的に地域づくりに取り組むための仕組み作りや制度の縦割りを超えた柔軟なサービスの確保に取り組む
- ・地域ごとの地理的条件や地域資源の実態などを踏まえながら、包括的な支援体制の構築に取り組む必要がある

#### **イ 障害福祉人材の確保**

---

- ・提供体制の確保と併せてそれを担う人材を確保していく必要がある
- ・専門性を高めるための研修の実施、多職種間の連携の推進、障害福祉現場の魅力に関する積極的な周知・広報の実施など、関係者が協力して取り組んでいくことが重要である

## ウ 障害者の社会参加等を支える取組

### (障害者文化芸術活動・読書バリアフリーの推進)

- ・障害者が文化芸術を享受し創造や発表の機会等の多様な活動を促進し、文化芸術活動を通じた障害者の個性と能力の発揮及び社会参加を図る
- ・視覚障害者等の読書環境の整備を計画的に推進する

## エ 依存症対策の推進

- ・依存症に対する誤解及び偏見を解消するための関係職員に対する研修の実施及び幅広い普及啓発、相談機関及び医療機関の周知及び整備並びに自助グループ等の当事者団体を通じた回復支援が重要であり、地域において様々な関係機関が密接に連携して依存症である者等及びその家族に対する支援を行う必要がある

## オ 障害児通所支援等の地域支援体制の整備

- ・地域支援機能を強化することにより、障害児の地域社会への参加や包容（インクルージョン）を推進することが重要である
- ・より家庭的な環境で支援を行う観点から、ケア単位の小規模化を推進するとともに、地域との交流機会の確保や地域の障害児に対する支援を行うことなど、施設を地域に開かれたものとすることが必要である
- ・障害児入所支援については、入所している児童が18歳以降についても適切な場所で適切な支援を受けることができるよう、都道府県と市町村に加え、学校、相談支援事業所、障害福祉サービス事業所等の関係機関の参画を得て、18歳以降の支援のあり方について、適切な時期に必要な協議が行われるような体制整備を図る必要がある
- ・障害児通所支援の体制整備に当たっては、支援が必要な子供やその保護者が、地域で切れ目ない支援を受けることができるよう、障害福祉主管部局と教育委員会がより緊密な連携を図ることが重要である
- ・放課後等デイサービス等の障害児通所支援の実施に当たっては、学校の余裕教室の活用等、近隣施設との緊密な連携を促進することができる実施形態も検討することが必要である
- ・地域における重症心身障害児の人数やニーズを把握する（管内の障害児入所施設をはじめとして在宅サービスも含む重症心身障害児の支援体制確保の実態も合わせて把握することが望ましい）
- ・地域における医療的ケア児の人数やニーズを把握する（管内の短期入所事業所をはじめとした医療的ケア児の支援体制確保の実態も合わせて把握することが望ましい）
- ・家庭環境等を十分に踏まえた支援や家族全般のニーズ把握が必要である（施設単位で補うのではなく、自立支援協議会等を活用して短期入所の役割や在り方について検討し、地域において計画的に短期入所が運営されることが必要）

- ・医療的ケア児に対する総合的な支援体制の構築に向けて、関連分野の支援を調整するコーディネーターとして養成された相談支援専門員、保健師、訪問看護師等の配置を促進することが必要である
- ・コーディネーターについては、医療的ケア児に関するコーディネーターを養成する研修を終了するとともに、必要に応じ相談支援従事者初任者研修を受講することが望ましい

#### 力 農福連携等に向けた取組

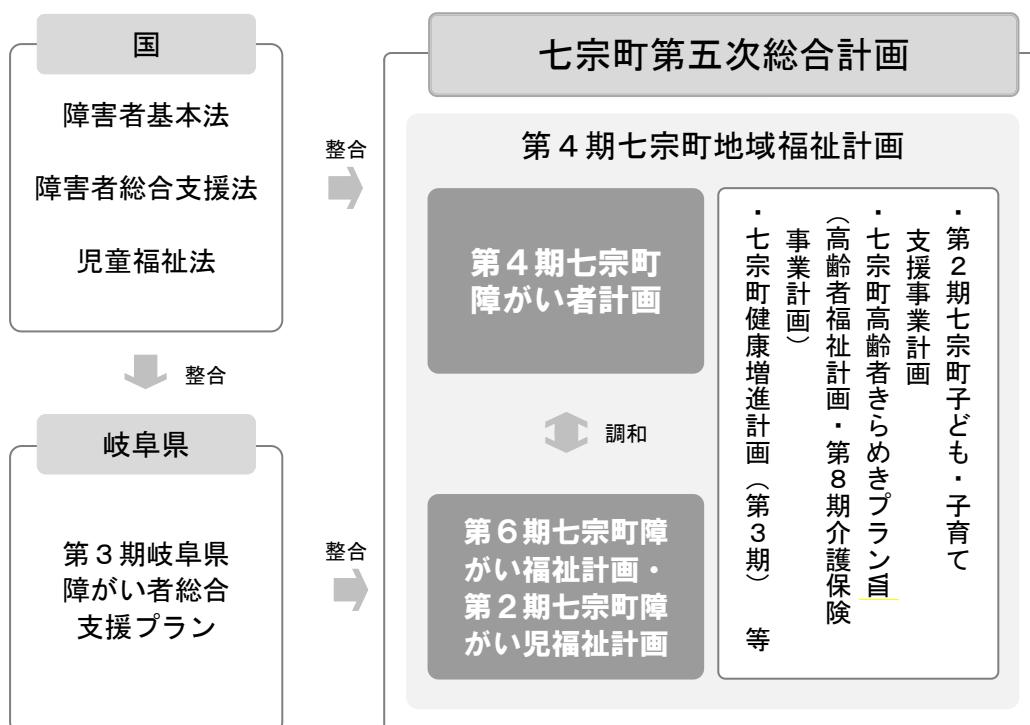
- ・一般就労が直ちに難しい場合においても、適性に応じて能力を発揮し、地域において自立した生活を実現するため、就労継続支援事業における工賃等の向上を引き続き図っていくことが望ましい
- ・就労継続支援事業等における農福連携の取組が推進するよう、農福連携に関する理解を図るとともに、各事業所に対する支援を進めることが望ましい
- ・高齢障害者における社会参加・就労に関する多様なニーズに対応するため、就労継続支援事業B型事業等による適切な支援を実施するとともに、高齢障害者のニーズによって、他のサービスや事業に適切につなぐことができる体制の構築を進めることが望ましい

### 3 計画の位置づけ

障がい者計画は、本町の障がい者施策を総合的かつ計画的に推進するための基本計画であり、町民、関係機関・団体、事業者、町（行政）が、それぞれに自主的かつ積極的な活動を行うための指針となる計画で、障害者基本法第11条第3項に基づく「市町村障害者計画」として位置づけています。

障がい福祉計画及び障がい児福祉計画は、国の基本指針に基づき、障がいのある方の地域生活を支援するためのサービス基盤整備等に係る令和5年度末における成果目標を設定するとともに、各種サービスの必要量を見込み、その提供体制を確保するための方策について定める計画で、それぞれ障害者総合支援法第88条に基づく「市町村障害福祉計画」、児童福祉法第33条の20に基づく「市町村障害児福祉計画」として位置づけています。

策定にあたっては、岐阜県障がい者総合支援プラン並びに七宗町総合計画及び同実施計画における障がい者施策との整合性を図りました。



## 4 計画の期間

障がい者計画は、平成30年度から令和5年度までの6年間を計画期間とし、障がい福祉計画及び障がい児福祉計画は、国の基本指針に基づき、令和3年度から5年度までの3年間を計画期間とします。

平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
第 4 期七宗町障がい者計画					
第 5 期七宗町障がい福祉計画 第 1 期七宗町障がい児福祉計画					
第 6 期七宗町障がい福祉計画 第 2 期七宗町障がい児福祉計画					

# 障がい者を取り巻く現状

## 1 七宗町の現状

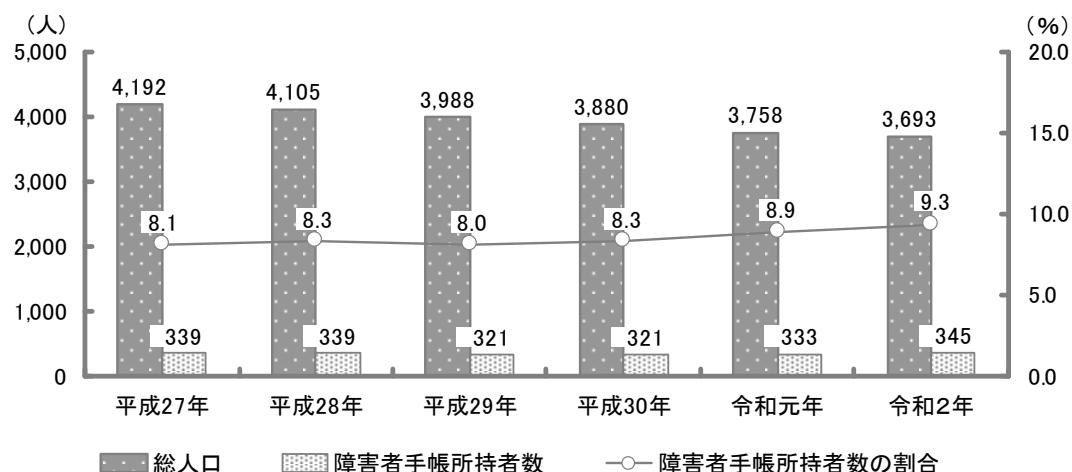
### (1) 障がい者の状況

#### ① 人口、障害者手帳所持者数の推移

本町の総人口は、令和2年4月1日現在3,693人で、減少傾向にあります。

障害者手帳所持者数は、令和2年4月1日現在345人で、増加傾向にあり、人口総数に占める障害者手帳所持者の割合も9.3%と増加傾向にあります。

人口、障害者手帳所持者数の推移

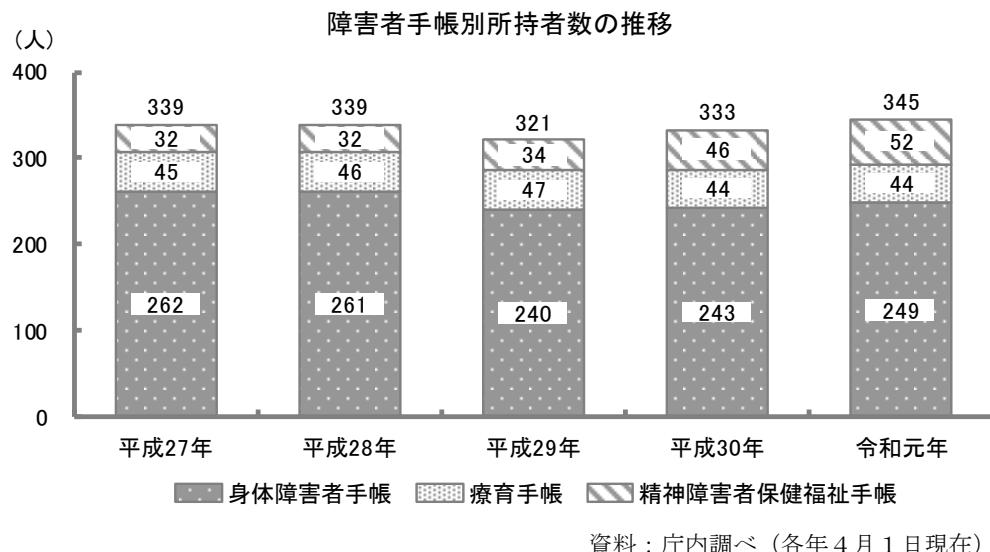


資料：人口は住民基本台帳（各年4月1日現在）、障害者手帳所持者数は府内調べ（各年4月1日現在）

## ② 障害者手帳所持者数の推移

障害者手帳別の所持者数の推移をみると、身体障害者手帳所持者数は減少傾向にあり、令和元年4月1日現在249人となっています。

また、療育手帳所持者数は横ばいで推移しており、令和元年4月1日現在44人となっています。精神障害者保健福祉手帳所持者数は増加傾向にあり、令和2年4月1日現在52人となっています。



## （2）身体障害者手帳所持者の状況

### ① 身体障害者手帳所持者の等級別推移

身体障害者手帳所持者数の等級別の推移をみると、令和元年4月1日現在、1級の手帳所持者数が85人で最も多く、次いで3級の手帳所持者数が56人となっています。また、3級以上の手帳所持者数は減少傾向にあります。

身体障害者手帳所持者の等級別推移

単位：人

	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年
1級	84	88	81	87	85
2級	38	31	33	37	39
3級	57	63	59	53	56
4級	56	53	43	44	47
5級	19	19	18	17	16
6級	8	7	6	5	6
合計	262	261	240	243	249

資料：府内調べ（各年4月1日現在）

## ② 障害の種類別身体障害者手帳所持者数の推移

身体障害者手帳所持者数の障害の種類別の推移をみると、令和元年4月1日現在、肢体不自由が149人（59.8%）と最も多く、次いで内部障害が71人（28.5%）となっています。また、内部障害の手帳所持者数は増加傾向にあり、肢体不自由の手帳所持者数は減少傾向にあります。

障害の種類別身体障害者手帳所持者数の推移

単位：人

	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	令和元年
視覚障害	22	22	19	17	19
聴覚・平衡機能障害	10	11	11	9	9
音声・言語・そしゃく機能障害	1	1	0	0	1
肢体不自由	164	160	147	152	149
内部障害	66	67	63	65	71
合計	263	261	240	243	249

資料：府内調べ（各年4月1日現在）

## （3）療育手帳所持者の状況

### ①障害の程度別療育手帳所持者数の推移

療育手帳所持者数の程度別の推移をみると、令和元年4月1日現在、B1判定の手帳所持者数が14人で最も多く、次いでB2判定の手帳所持者数が12人となっています。また、A1、A2、B1の手帳所持者数は増加傾向にあり、B2の手帳所持者数は減少傾向にあります。

障害の程度別療育手帳所持者数の推移

単位：人

	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	令和元年
A 判定	6	6	5	4	4
A1 判定	4	4	5	4	4
A2 判定	9	9	10	10	10
B1 判定	11	12	12	12	14
B2 判定	15	15	15	14	12
合計	45	46	47	44	44

資料：府内調べ（各年4月1日現在）

## (4) 精神障害者保健福祉手帳所持者の状況

### ① 精神障害者手帳所持者の等級別推移

精神障害者手帳所持者数の等級別の推移をみると、令和2年4月1日現在、2級の手帳所持者数が39人で最も多く、次いで1級の手帳所持者数が8人となっています。また、どの等級の手帳所持者数も増加傾向にあります。

精神障害者手帳所持者の等級別推移

単位：人

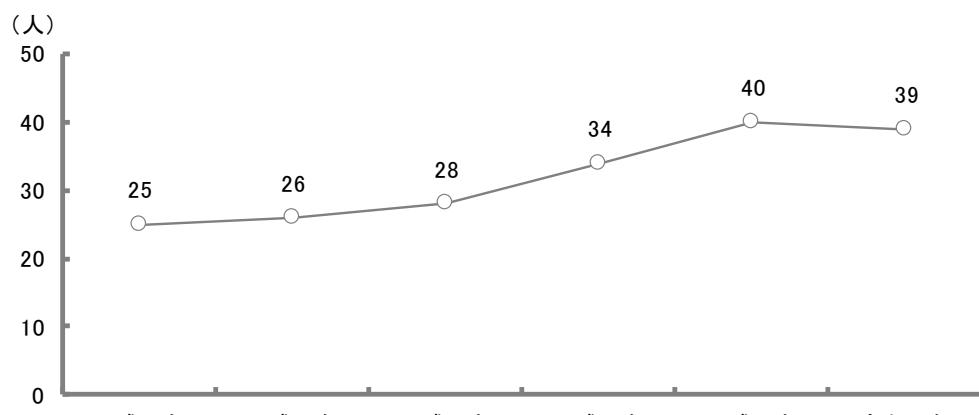
	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年
1級	7	6	7	8	8	8
2級	23	23	22	22	34	39
3級	4	3	3	4	4	5
合計	34	32	32	34	46	52

資料：府内調べ（各年4月1日現在）

### ② 自立支援医療（精神通院）受給者数の推移

自立支援医療受給者数の推移をみると、令和元年4月1日現在39人で、増加傾向にあります。

自立支援医療受給者の推移

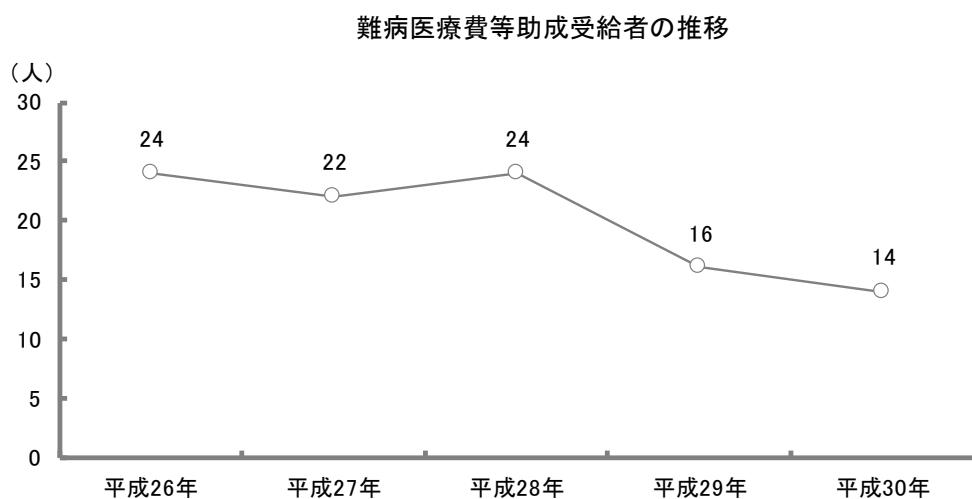


資料：府内調べ（各年4月1日現在）

## (5) 難病者の状況

### ① 難病医療費等助成受給者の推移

難病医療費等助成受給者の推移をみると、平成30年4月1日現在14人で、減少傾向にあります。



## (6) 障害児の状況

### ① 障害児の推移

障害児の推移をみると、令和元年4月1日現在、身体障害児は2人、知的障害児は6人となっています。

障害児の推移

単位：人

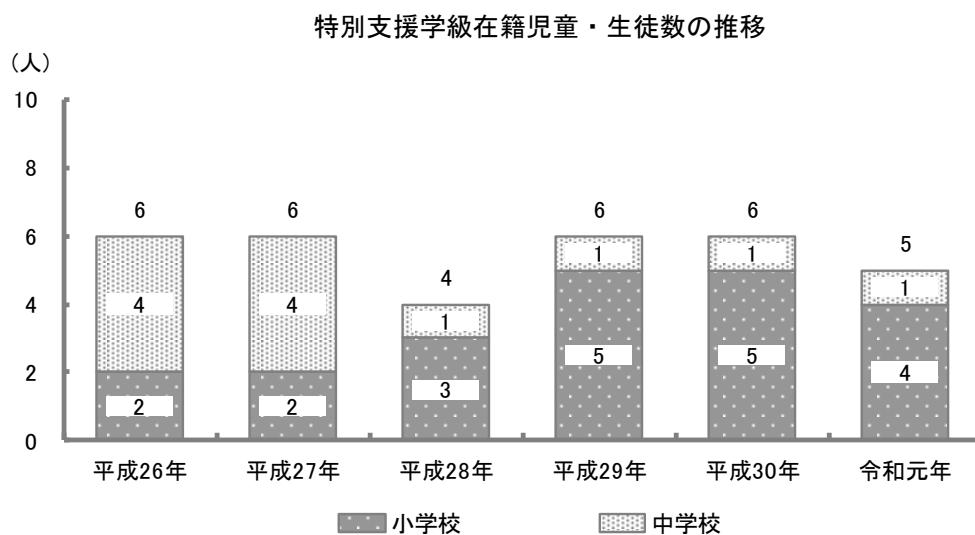
	平成30年	令和元年
身体障害児	2	2
知的障害児	6	6
合計	8	8

資料：府内調べ（各年4月1日現在）

## (7) 特別支援学級在籍児童・生徒数の状況

### ① 特別支援学級在籍児童・生徒数の推移

特別支援学級在籍の児童・生徒数の推移をみると、小学校の児童数では、令和元年4月1日現在4人で、増加傾向にあります。中学校の生徒数では、令和2年4月1日現在1人で、減少傾向にあります。

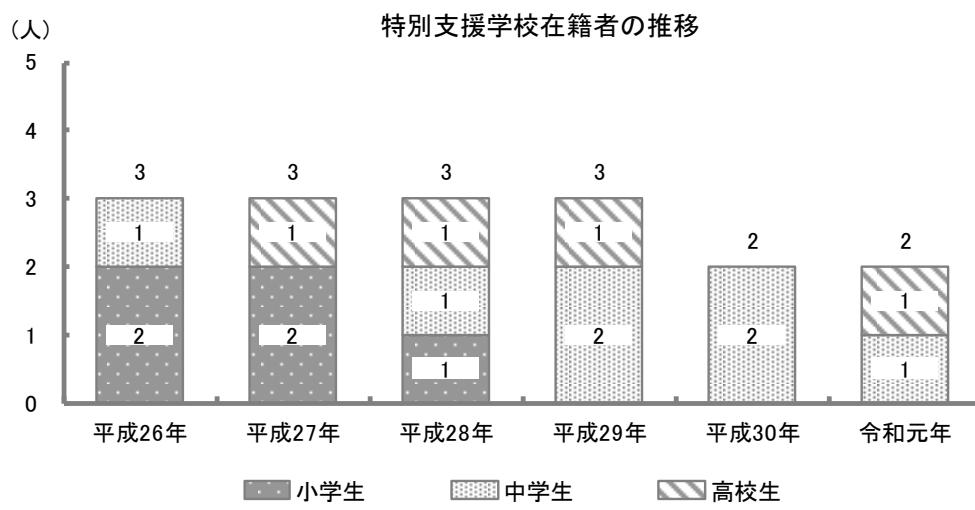


資料：府内調べ（各年4月1日現在）

## (8) 特別支援学校在籍状況

### ① 特別支援学校在籍者の推移

特別支援学校在籍者の推移をみると、令和元年4月1日現在、小学生は0人、中学生は1人、高校生は1人となっています。

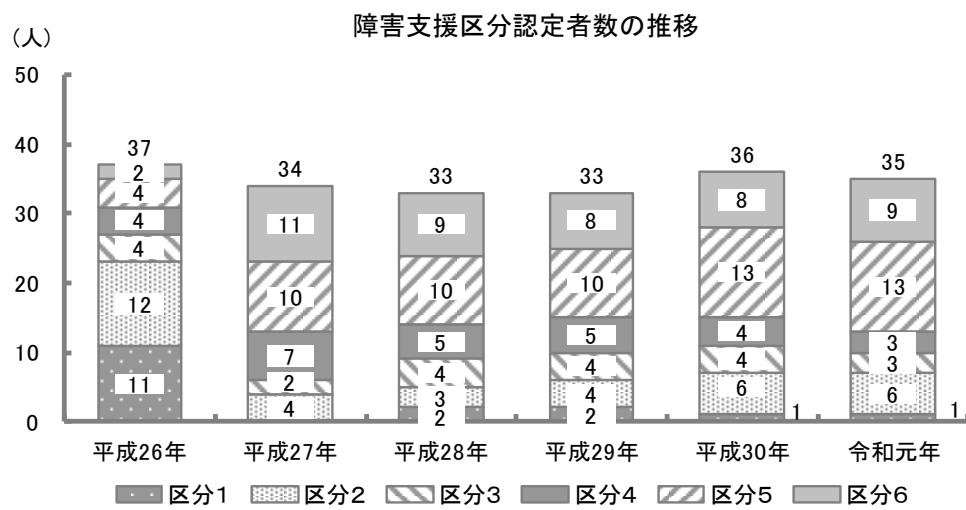


資料：府内調べ（各年4月1日現在）

## (9) 障害支援区分認定者の状況

### ① 障害支援区分認定者数の推移

障害支援区分認定者数の推移をみると、令和元年4月1日現在、区分5が13人で最も多く、次いで区分6が9人となっています。



## 計画の基本的な考え方

### 1 障がい者施策の基本理念

本町の障がい者施策の基本的な事項や理念を定めた第4期七宗町障がい者計画においては「おもいやりとやすらぎのある共生社会 七宗の創造」を基本理念としており、本計画においてもこの基本理念を継承し、計画を推進します。

### 2 計画の基本方針

本計画では七宗町障がい者計画との調和を図りながら、次に掲げる点に配慮し、総合的な自立支援体制の確立を目指します。

#### 「障がいのある人の自己決定と自己選択の尊重」

ノーマライゼーションの理念の下、障がいの種別や程度に関わらず、障がいのある人が自ら居住場所や受ける障がい福祉サービス・支援を選択・決定し、自立と社会参加の実現を図っていける環境整備を進めます。

#### 「地域生活移行や就労支援等の課題への対応」

障がいのある人の自立支援の観点から、地域生活への移行や就労支援等の課題に対応したサービス提供体制を充実するとともに、障がいのある人の生活を地域全体で支えるシステムを実現するため、地域の社会資源を最大限に活用し、地域におけるサービス提供体制の拠点づくりを進めます。

#### 「地域共生社会の実現に向けた取組への対応」

法律や制度に基づかない支援を通じた、地域住民が主体的な地域づくりに取り組むための仕組みづくりを進めるとともに、制度の縦割りを越えた柔軟なサービスの確保等に向けた体制づくりを進めます。

## **「地域の実情に応じた障がい福祉サービス等の対応」**

障がい等により判断能力が不十分で、自らの意思を伝えることが難しい人や、地域生活への移行等が困難な人へのサービス提供体制を充実するとともに、障がいのある人やその家族が安心して地域で生活できる体制づくりを進めます。

## **「障がい児の健やかな育成のための発達支援」**

障がい児支援を行うに当たって、障がい児本人の最善の利益を考慮しながら、障がい児の健やかな育成を支援するため、障がい児及びその家族に対し、障がいの疑いがある段階から身近な施設で支援できるように、障がい種別にかかわらず、質の高い専門的な発達支援を行う障がい児通所支援等の充実を図るとともに、地域支援体制の構築を図ります。

また、障がい児のライフステージに沿って、地域の保健、医療、障害福祉、保育、教育、就労支援等の関係機関が連携を図り、切れ目の無い一貫した支援を提供する体制の構築を図ります。

## **「障がい福祉人材の確保」**

障がい者の重度化・高齢化が進む中、安定的な障がい福祉サービスや障がい福祉に関する事業を実施していくために、提供体制の確保とそれに併せてそれを担う人材を確保するために専門性を高めるための研修の実施や、他職種間の連携等の体制づくりを進めます。

## **「障がいのある人の社会参加の支援」**

ノーマライゼーションの理念の下、障がいの種別や程度に関わらず、障がいのある人が多様なスポーツ、読書等の文化活動を楽しむことができる環境整備を進めます。

### 3 成果目標と活動指標

障害者総合支援法第88条に基づく「障害福祉計画」及び児童福祉法第33条の20に基づく「障害児福祉計画」の成果目標について、国的基本指針を踏まえるとともに、本町における過去の実績と地域の実情を考慮し、令和5年度を目標年度として設定します。

また、成果目標を達成するための活動指標となる、計画期間の各年度における取り組みの量を定めます。

#### (1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行

	国の基本指針	設定の考え方
施設入所者数	令和5年度末時点で、令和元年度末時点の施設入所者数から1.6%以上削減	令和元年度末時点の施設入所者数は16人で、国基本方針では1人削減となるが、計画策定時点で16人が利用し、現状施設入所待機者が多く令和元年度末の入所者数を上回らないようにする。
地域生活移行者数	令和5年度末時点で、令和元年度末の施設入所者数の6%以上が地域生活に移行	令和元年度末時点の施設入所者数は16人で、国基本方針では1人の地域移行となるが、前計画期中の3年間では0人のみであったことから、1人を目標とします。

目標 値	
令和5年度末の施設入所者数	16人
令和5年度末までの地域生活移行者数	1人

#### 目標実現に向けた取組

基幹相談支援センターの相談支援機能を強化するとともに、自立した生活に必要な障がい福祉サービスが適切に利用できるよう、利用ニーズや定着するために必要なことを的確に捉えながら各機関との連携の下に支援を行います。

また、障がい者の地域生活移行の受け皿として、グループホームなどの「住まいの場」の情報提供の促進を図るとともに、生活介護、就労移行支援や就労継続支援などの「日中活動の場」の周知に努めます。

## (2) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

活動指標			
	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
市町村ごとの保健、医療、福祉関係者による協議の場の開催回数	10	10	10
保健、医療及び福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数	1	1	1
精神障がい者の地域移行支援の利用者数	1	1	1
精神障がい者の地域定着支援の利用者数	1	1	1
精神障がい者の共同生活援助の利用者数	1	1	1
精神障がい者の自立生活援助の利用者数	1	1	1

### 目標実現に向けた取組

精神障がいの程度にかかわらず、誰もが安心して自分らしく暮らすことができるよう、精神障がい者を支える地域包括ケアシステムの構築を図ります。

システムの構築に当たっては、障害福祉、医療、介護、住まい等を包括的に提供することや、精神障がい者の家族に対する支援の充実が実現できるよう、関係者の協議の場として自立支援協議会を活用し、検討を進めます。

### (3) 地域生活支援拠点等の整備

	国の基本指針	設定の考え方
地域生活支援拠点等の整備	令和5年度末までの間、各市町村又は各圏域に1つ以上の地域生活支援拠点等を確保しつつ、その機能の充実のため、年1回以上運用状況を検証、検討することを基本	地域生活支援拠点等を確保しつつ、機能の充実のため、年1回以上運用状況を検証、検討を行います。

目標 値	
地域生活支援拠点等の運用状況の検証、検討	年1回以上検証、検討

活動指標			
	令和3年度	令和4年度	令和5年度
地域生活支援拠点の設置箇所数	1	1	1
検証及び検討の実施回数について、年間の見込み数	1	1	1

#### 目標実現に向けた取組

障がい者の重度化や高齢化、そしていわゆる「親亡き後」を見据え、障がい者の地域生活支援を推進するため、居住支援のための機能（相談、体験の機会・場、緊急時の受け入れ・対応、専門的人材の確保・養成、地域の体制づくり）を担う地域生活支援拠点等の充実に向けた検討を行います。

検討に当たっては、本町の実情や課題について関係機関が情報を共有し、自立支援協議会等の場を活用して協議を進めます。

#### (4) 福祉施設から一般就労への移行等

	国の基本指針	設定の考え方
一般就労移行者数	令和5年度までに、令和元年度実績の1.27倍以上	就労移行支援2人、就労継続支援A型2人、就労継続支援B型2人の計6名を目標とします。
就労移行支援における一般就労移行者数	令和5年度までに、令和元年度実績の1.30倍以上	令和元年度末時点は0人で、国基本方針の2人を目標とします。
就労継続支援A型における一般就労移行者数	令和5年度までに、令和元年度実績の1.26倍以上	令和元年度末時点は0人で、国基本方針の2人を目標とします。
就労継続支援B型における一般就労移行者数	令和5年度までに、令和元年度実績の1.23倍以上	令和元年度末時点は0人で、国基本方針の2人を目標とします。
就労定着支援事業の利用者数	令和5年度における就労移行支援事業等を通じて一般就労に移行する人数の7割が就労定着支援事業を利用する基本	令和5年度に就労移行支援事業等を通じて一般就労に移行する人数の7割が就労定着支援事業を利用することを目指します。
就労定着支援事業の就労定着率	令和5年度における就労定着支援による就労定着率が8割以上の事業所を全体の7割以上とすることを基本	令和元年度末時点就労定着支援事業所がない。

目標 値	
令和5年度までの一般就労移行者数	上記人数 6人
令和5年度までの一般就労移行者数（就労移行支援）	上記人数 2人
令和5年度までの一般就労移行者数（就労継続支援A型）	上記人数 2人
令和5年度までの一般就労移行者数（就労継続支援B型）	上記人数 2人
令和5年度における就労定着支援事業の利用者数	上記人数 5人
令和5年度における就労定着支援事業の就労定着率	上記人数

### 目標実現に向けた取組

障がい者の雇用を促進するため、就労に関する情報の提供・相談体制の整備、能力開発や訓練の機会の拡充及び雇用の場の開拓によって、就労の場の確保を図るとともに、就職の意向確認から就労後の定着まで、就労支援のための総合的な支援を行います。

また、障がい者就労施設等からの物品等の優先調達や障がい者施設に通所する障がい者の工賃向上の取組を進めるなど、その他の就労支援事業も含めた総合的な就労支援を行います。

## (5) 障がい児支援の提供体制の整備等

	国の基本指針	設定の考え方
児童発達支援センターの設置	令和5年度末までに、児童発達支援センターを各市町村又は各圏域に少なくとも1か所以上設置することを基本	児童発達支援センターは中濃圏域にて設置
保育所等訪問支援を利用できる体制構築	令和5年度末までに、全ての市町村において保育所等訪問支援を利用できる体制の構築を基本	保育所等訪問支援事業所は1か所設置を検討
重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所の確保	令和5年度末までに、各市町村又は圏域に少なくとも1か所以上確保することを基本	重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所は、中濃圏域にて確保
重症心身障がい児を支援する放課後等デイサービス事業所の確保	令和5年度末までに、各市町村又は圏域に少なくとも1か所以上確保することを基本	重症心身障がい児を支援する放課後等デイサービス事業所は、中濃圏域にて確保
医療的ケア児支援のための協議の場	令和5年度末までに、各都道府県、各圏域及び各市町村において、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けることを基本	医療的ケア児支援のための協議の場は、中濃圏域にて確保
医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置	令和5年度末までに、各都道府県、各圏域及び各市町村において、医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置を基本	医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置は中濃圏域にて確保

目標 値	
令和5年度末までに児童発達支援センター設置	中濃圏域にて設置
令和5年度末までに保育所等訪問支援を利用できる体制構築	町内にて設置
令和5年度末までに重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所の確保	中濃圏域にて確保
令和5年度末までに重症心身障がい児を支援する放課後等デイサービス事業所の確保	中濃圏域にて確保
令和5年度末までに医療的ケア児支援のための協議の場	中濃圏域にて設置
令和5年度末までに医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置	中濃圏域にて配置

活動指標		令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の受講者数	1	1	1	
ペアレントメンターの人数	1	1	1	
ピアサポートの活動への参加人数	1	1	1	

### 目標実現に向けた取組

障がい児の地域支援体制の充実を図るため、児童発達支援センターや重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を確保していきます。

また、医療技術の進歩等を背景として、医療的ケア児の数が増加する中で、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の各関係機関が連携を図るための協議の場を設けます。

## (6) 相談支援体制の充実・強化等

	国の基本指針	設定の考え方
相談支援体制の充実・強化等に向けた取組の実施体制	令和5年度末までに、市町村又は圏域において、相談支援体制の充実・強化等に向けた取組の実施体制を確保	令和5年度末までに、圏域において、相談支援体制の充実・強化等に向けた取り組みの実施体制の確保を目指します。

目標 値	
相談支援体制の充実・強化等に向けた取組の実施体制を確保	実施

活動指標			
	令和3年度	令和4年度	令和5年度
総合的・専門的な相談支援の実施	実施	実施	実施
地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言件数	2	3	4
地域の相談支援事業者の人材育成の支援件数	0	0	0
地域の相談機関との連携強化の取組の実施回数	1	1	1

### 目標実現に向けた取組

相談支援体制を充実・強化するため、基幹相談支援センターを設置し、障がいの種別や各種のニーズに対応できる総合的・専門的な相談支援を実施します。

また、地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導、助言及び人材育成のために研修等を実施し、地域の相談支援機関と連携強化の取組を進めます。

## (7) 障がい福祉サービス等の質の向上

	国の基本指針	設定の考え方
サービスの質の向上を図るための取組みに係る体制の構築	令和5年度末までに、都道府県や市町村において、サービスの質の向上を図るための取組みに係る体制を構築	令和5年度末までに、サービスの質の向上を図るための取り組みに係る体制の構築を目指します。

目標 値	
サービスの質の向上を図るための取組みに係る体制の構築	実施

活動指標			
	令和3年度	令和4年度	令和5年度
都道府県が実施する障がい福祉サービス等に係る研修その他の研修への市町村職員の参加人数	1	1	1

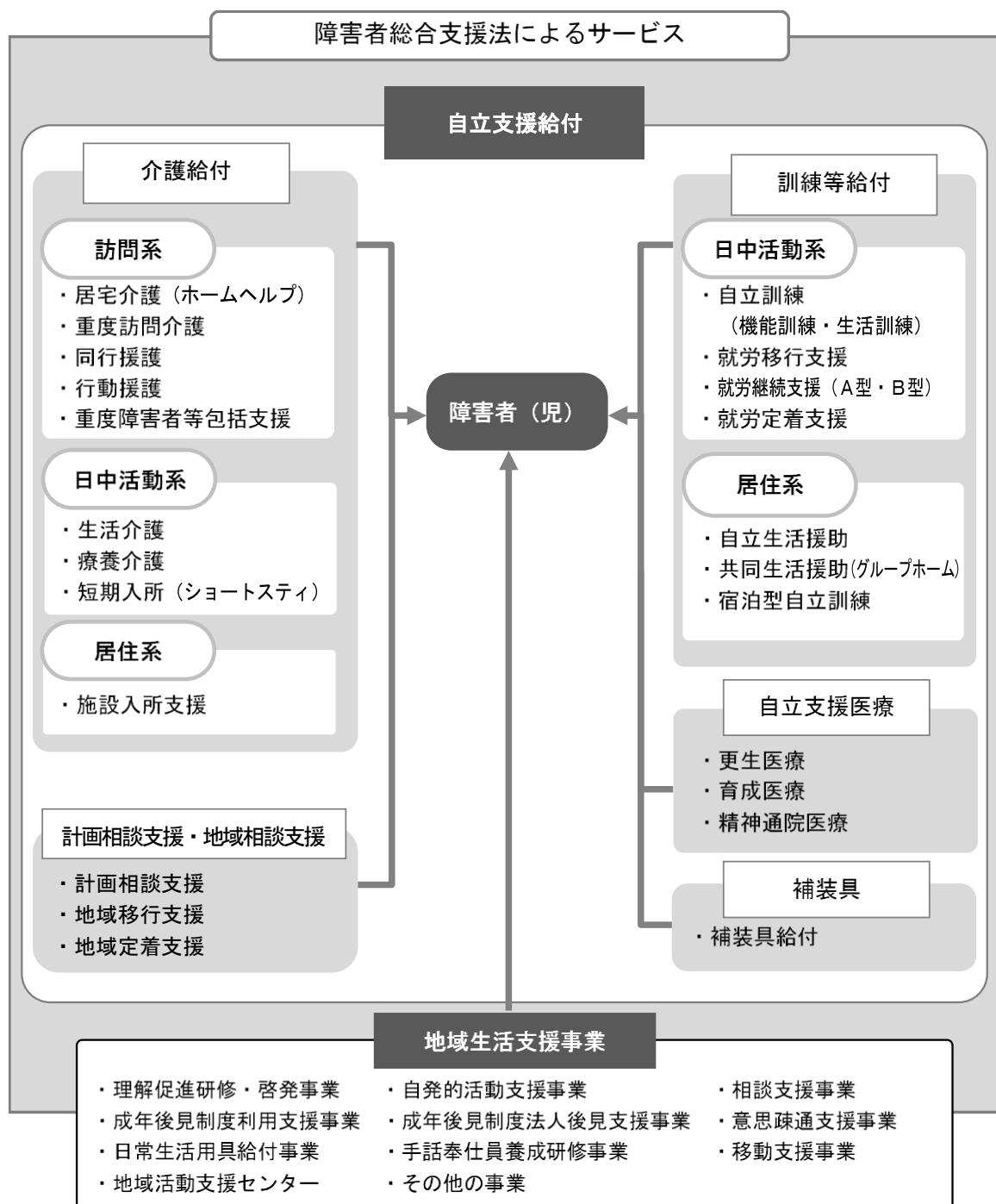
### 目標実現に向けた取組

障がい者等が必要とする障がい福祉サービス等を提供できているのかを検証するため、多様化している障がい福祉サービス等の利用状況を把握し、障がい福祉サービス等の質を向上させるための体制について検討を行います。

また、検討に当たっては、自立支援協議会の場を活用して協議を進めます。

## 1 障がい福祉サービスの体系

障害者総合支援法による総合的な自立支援システムは、自立支援給付と地域生活支援事業から成り立っています。



## 2 障がい福祉サービスの利用状況と利用見込み

### (1) 訪問系サービス

サービス	概要
居宅介護	ホームヘルパーが自宅を訪問して、入浴、排せつ、食事等の介護、調理、洗濯、掃除等の家事、生活等に関する相談や助言等、生活全般にわたる援助を行います。
重度訪問介護	重度の肢体不自由または重度の知的障がいもしくは精神障がいがあり常に介護を必要とする人に対して、ホームヘルパーが自宅を訪問し、入浴、排せつ、食事等の介護、調理、洗濯、掃除等の家事、生活等に関する相談や助言等、生活全般にわたる援助や外出時における移動中の介護を総合的に行います。
同行援護	移動に著しい困難を有する視覚障がい者が外出する際、本人に同行し、移動に必要な情報の提供や、移動の援護、排せつ、食事等の介護のほか、本人が外出する際に必要な援助を適切かつ効果的に行います。
行動援護	行動に著しい困難を有する知的障がい者や精神障がい者が、行動する際に生じ得る危険を回避するために必要な援護、外出時における移動中の介護、排せつ、食事等の介護のほか、行動する際に必要な援助を行います。
重度障害者等包括支援	常に介護を必要とする人の中でも、特に介護の必要度が高い人に対して、居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、生活介護、短期入所等のサービスを包括的に提供します。

#### ① 必要な量の見込み（1月当たり）

サービス名	単位	実績			見込み		
		平成 30 年度	令和 元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
居宅介護 (ホームヘルプ)	人分	4	4	4	4	4	4
	時間分	40	28	30	42	42	42
重度訪問介護	人分	2	0	0	0	0	0
	時間分	8	0	0	0	0	0
同行援護	人分	0	0	0	0	0	0
	時間分	0	0	0	0	0	0
行動援護	人分	0	0	0	0	0	0
	時間分	0	0	0	0	0	0
重度障害者等包括支援	人分	0	0	0	0	0	0
	時間分	0	0	0	0	0	0

※令和2年度のみ 10月時点

## ② 見込量確保の方策

- サービス需要の増大にあわせ、多様な事業者の参入を促進するとともに、事業所との連携や助言・指導を行うなど相談支援体制やサービス提供体制の充実を図ります。
- 利用者が安心してより質の高いサービスを受けられるよう、事業者に対して指導、監査及び研修等を実施し、事業者の運営の適正化を図ります。
- 障がいのため日常生活を営むのに支障がある障がい者（児）等が在宅生活を維持できるよう利用者ニーズを的確に把握し、必要とされるサービスの提供を図ります。

## (2) 日中活動系サービス

サービス	概要
生活介護	障がい者支援施設等で、常に介護を必要とする人に対して、主に昼間ににおいて、入浴・排せつ・食事等の介護、調理・洗濯・掃除等の家事、生活等に関する相談・助言その他の必要な日常生活上の支援、創造的活動・生産活動の機会の提供のほか、身体機能や生活能力の向上のために必要な援助を行います。
自立訓練 (機能訓練)	身体障がい者または難病を患っている人等に対して、障がい者支援施設、障害福祉サービス事業所または障がい者等の居宅において、理学療法、作業療法その他の必要なリハビリテーション、生活等に関する相談と助言等の支援を行います。
自立訓練 (生活訓練)	知的障がい者または精神障がい者に対して、障がい者支援施設、障害福祉サービス事業所または障がい者の居宅において、入浴、排せつ、食事等に関する自立した日常生活を営むために必要な訓練、生活等に関する相談と助言等の支援を行います。
就労移行支援	就労を希望する 65 歳未満の障がい者に対して、生産活動や職場体験等の機会の提供を通じた就労に必要な知識や能力の向上のために必要な訓練、就労に関する相談や支援を行います。
就労継続支援 (A型)	企業等に就労することが困難な障がい者に対して、雇用契約に基づく生産活動の機会の提供、知識と能力の向上のために必要な訓練等を行います。
就労継続支援 (B型)	通常の事業所に雇用されることが困難な就労経験のある障がい者に対し、生産活動等の機会の提供、知識と能力の向上のために必要な訓練等を行うサービスです。
就労定着支援	一般就労した障がい者が、職場に定着できるよう支援する事業です。施設の職員が就職した事業所等を訪問することで、障がい者や企業を支援します。
療養介護	病院において医療的ケアを必要とする障がい者のうち常に介護を必要とする方に対して、主に昼間において病院で行われる機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び日常生活上の世話を行います。また、療養介護のうち医療にかかわるものも療養介護医療として提供します。
福祉型 短期入所	自宅で介護を行っている方が病気などの理由により介護を行うことができない場合に、障がい者に障がい者支援施設等に短期間入所してもらい、入浴、排せつ、食事のほか、必要な介護を行います。
医療型 短期入所	自宅で介護を行っている方が病気などの理由により介護を行うことができない場合に、障がい者に病院、診療所、介護老人保健施設に短期間入所してもらい、入浴、排せつ、食事のほか、必要な介護を行います。

## ① 必要な量の見込み（1月当たり）

サービス名	単位	実績			見込み		
		平成 30 年度	令和 元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
生活介護	人分	21	21	21	21	21	21
	人日分	439	464	460	460	460	460
自立訓練 (機能訓練)	人分	1	0	0	0	0	0
	人日分	18	0	0	0	0	0
自立訓練 (生活訓練)	人分	0	1	1	1	1	1
	人日分	0	17	15	15	15	15
就労移行支援	人分	0	0	0	0	0	0
	人日分	0	0	0	0	0	0
就労継続支援 (A型)	人分	5	6	6	6	6	6
	人日分	103	112	100	120	120	120
就労継続支援 (B型)	人分	8	8	8	8	8	8
	人日分	120	130	120	120	120	120
就労定着支援	人分	0	0	0	0	0	0
療養介護	人分	2	2	2	2	2	2
福祉型短期入所	人分	2	1	1	2	2	2
	人日分	26	3	3	20	20	20
医療型短期入所	人分	0	0	0	0	0	0
	人日分	0	0	0	0	0	0

※各年度3月分まで(令和2年度のみ10月分まで)の1月当たり平均

## ② 見込量確保の方策

- 今後もサービス利用者数の増加が見込まれるため、サービス需要の増大についての情報提供に努め、社会福祉法人等の従来の事業の担い手だけにとどまらず、より幅広く多くのサービス提供事業者の一層の参入を促進していきます。
- 障がいのある人が地域で安心して暮らしていくために、介護者が病気等になったときに対応できる短期入所サービスの充実を図ります。
- 特別支援学校の卒業生や在宅の重度障がい者が希望する日中活動系サービスを利用できるよう、生活介護施設等を整備・誘導に努めます。
- 利用者が安心してより質の高いサービスを受けられるよう、事業者に対して指導、監査及び研修等を実施し、事業者の運営の適正化を図ります。
- 医療的ケアを要する人が、身近な地域で必要な支援が受けられるように、支援体制の充実を図ります。

### (3) 居住系サービス

サービス	概要
共同生活援助	障がい者に対して、主に夜間において、共同生活を営む住居で相談、入浴、排せつまたは食事の介護、その他の日常生活上の援助を行います。
施設入所支援	施設に入所する障がい者に対して、主に夜間において、入浴、排せつ、食事等の介護、生活等に関する相談・助言のほか、必要な日常生活上の支援を行います。
自立生活援助	入所施設や共同生活援助を利用している障がい者へ、定期的な巡回訪問や随時の対応により、円滑な地域生活に向けた相談・助言等を行います。

#### ① 必要な量の見込み（1月当たり）

サービス名	単位	実績			見込み		
		平成 30 年度	令和 元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
共同生活援助	人分	4	4	4	6	6	6
施設入所支援	人分	16	16	16	16	16	16
自立生活援助	人分	0	0	0	0	0	0

※各年度3月分まで(令和2年度のみ10月分まで)の1月当たり平均

#### ② 見込量確保の方策

- 障がい者のニーズの把握に努め、必要なサービスを提供できるよう、居住系サービスの社会資源の整備に取り組みます。特に、グループホームについては、地域生活への移行を推進していく上で不足が指摘されていることから、社会福祉法人等の従来の事業の担い手だけにとどまらず、より幅広い事業者の参入を促進していきます。
- グループホームの充実を図るとともに、自立生活援助、地域移行支援及び地域定着支援等の推進により、入所等から地域生活への移行を進めます。
- グループホームへの入所を促進するにあたり、障がいのある方に対する誤解・偏見が生じないよう、障がいに対する正しい理解や知識について、地域住民への啓発を図ります。
- 障がいのある人の生活を地域全体で支えるシステムを実現するため、地域生活支援の拠点づくりなど、地域の社会資源を最大限に活用し、必要な障がい福祉サービス等が提供される体制の整備を進めます。

## (4) 計画相談支援・地域移行支援・地域定着支援

サービス	概要
計画相談支援	障害福祉サービス利用申請時の「サービス等利用計画」等の作成やサービス支給決定後の連絡調整を行います。
地域移行支援	障がい者支援施設や精神科病院に入院している精神障がい者等に対する住居の確保その他地域生活に移行するための相談等を行います。
地域定着支援	居宅において単身生活をする障がい者に対し、常時の連絡体制を確保し、緊急の事態等における相談等を行います。

### ① 必要な量の見込み（1月当たり）

サービス名	単位	実績			見込み		
		平成 30 年度	令和 元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
計画相談支援	人分	13	13	13	10	10	10
地域移行支援	人分	0	0	0	0	0	0
地域定着支援	人分	0	0	0	0	0	0

※各年度3月分まで(令和2年度のみ10月分まで) の1月当たり平均

### ② 見込量確保の方策

- 支援を必要とする利用者には、サービス利用の調整・モニタリング等の支援が提供されるよう体制を確保します。
- 地域で生活している障がい者が住み慣れた地域で生活できるように、地域移行支援や地域定着支援に係るサービスの充実を図ります。
- 地域における相談支援の中核機関である基幹相談支援センターを設置し、サービス等利用計画の作成を含めた相談支援を行う人材の育成、個別事例における専門的な指導や助言を行います。
- 精神病床における長期入院患者の地域生活への移行を進めるに当たって、精神障がい者が、地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築を進めます。

### 3 地域生活支援事業の利用状況と利用見込み

#### (1) 理解促進研修・啓発事業

サービス	概要
理解促進研修・啓発事業	障がいのある方が、日常生活及び社会生活をするうえで生じる「社会的障壁」をなくすため、地域の住民に対して、障がいのある方に対する理解を深めるための研修会やイベントの開催、啓発活動などを行います。

##### ① 必要な量の見込み

サービス名	単位	実績			見込み		
		平成 30 年度	令和 元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
理解促進研修・ 啓発事業	実施 有無	有	有	有	有	有	有

※令和 2 年度のみ 10 月時点

##### ② 見込量確保の方策

- 障がい者週間にあわせたイベント開催等による理解促進に向けた取組を行い、こちらのバリアフリーを推進します。

## (2) 自発的活動支援事業

サービス	概要
自発的活動支援事業	障がいのある方と、その家族、地域住民などが地域において自発的に行う活動（ピアサポート、災害対策、孤立防止活動、ボランティア活動など）を支援します。

### ① 必要な量の見込み

サービス名	単位	実績			見込み		
		平成 30 年度	令和 元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
自発的活動支援事業	実施 有無	有	有	有	有	有	有

※令和 2 年度のみ 10 月時点

### ② 見込量確保の方策

- 自主グループの活動を支援し、障がい者の生きがいづくりを促進するとともに、活動の活性化に努めます。

### (3) 相談支援事業

サービス	概要
計画相談支援	障がいのある人が利用するサービスの内容等を定めた利用計画の作成を行い、一定期間ごとに見直しを行います。
地域移行支援	障がい者支援施設等に入所している障がいのある人、または精神科病院に入院している精神障がい者を対象に、住居の確保や地域生活への移行に関する相談や援助を行います。
地域定着支援	単身で生活している人や、同居している家族から支援を受けられない人を対象に、常時の連絡体制を確保して、相談や緊急時の対応などを行います。

#### ① 必要な量の見込み

サービス名	単位	実績			見込み		
		平成 30 年度	令和 元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
障害者相談支援事業	実施 有無	有	有	有	有	有	有
基幹相談支援センター	実施状況	有	有	有	有	有	有
市町村相談支援機能 強化事業	設置状況	無	無	無	無	無	無
住宅入居等支援事 業	実施状況	無	無	無	無	無	無

※令和 2 年度のみ 10 月時点

#### ② 見込量確保の方策

- 障がいのある人の相談支援の中核的な役割を担う基幹相談支援センターを設置・運営し、地域の相談支援体制の強化や人材育成を行います。
- 基幹相談支援センター等機能強化事業を実施します。また、住宅入居等支援事業について、関係課と調整・検討を行います。

## (4) 成年後見制度利用支援事業

サービス	概要
成年後見制度利用支援事業	認知症、知的障がい及び精神障がい等を理由として判断能力が不十分な方々を保護する制度である成年後見制度の利用を支援します。
成年後見制度法人後見支援事業	成年後見制度における法人後見活動を支援するために、実施団体に対する研修、安定的な実施のための組織体制の構築、専門職による支援体制の構築などを行います。

### ① 必要な量の見込み（年間）

サービス名	単位	実績			見込み		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
成年後見制度利用支援事業	実施有無	無	無	有	有	有	有
成年後見制度法人後見支援事業	実施有無	無	無	無	無	有	有

※令和2年度のみ 10月時点

### ② 見込量確保の方策

- 成年後見制度利用支援事業を継続するとともに、相談支援事業所等と連携して成年後見制度の利用を促進します。
- 成年後見制度法人後見支援事業については、法人後見の実施を予定する法人が現れた場合、事業の実施を検討します。

## (5) 意思疎通支援事業（コミュニケーション支援事業）

サービス	概要
意思疎通支援事業	意思疎通を図るために支障のある障がい者等に、手話通訳者・要約筆記奉仕員の派遣により、障がい者等との意思疎通を仲介し、意思疎通の円滑化を図ります。

### ① 必要な量の見込み（年間）

サービス名	単位	実績			見込み		
		平成 30 年度	令和 元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
手話通訳者派遣事業	実利用 人数	0	0	0	0	0	0
要約筆記者派遣事業	実利用 人数	0	0	0	0	0	0
手話通訳者設置事業	実設置 人数	0	0	0	0	0	0

※令和 2 年度のみ 10 月時点

### ② 見込量確保の方策

- 手話通訳者の増員、養成や技能の向上を図るため、引き続き手話通訳者養成講座を実施します。

## (6) 日常生活用具給付等事業

サービス	概要
日常生活用具 給付等事業	重度障がい者に対し、日常生活用具を給付又は貸与することで、日常生活の便宜を図ります。

### ① 必要な量の見込み（年間）

サービス名	単位	実績			見込み		
		平成 30 年度	令和 元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
介護訓練支援用具	件	1	0	1	1	1	1
自立生活支援用具	件	0	0	1	1	1	1
在宅療養等支援用具	件	1	1	1	1	1	1
情報・意思疎通 支援用具	件	1	3	1	1	1	1
排泄管理支援用具	件	112	115	120	120	120	120
居宅生活動作補助 用具（住宅改修費）	件	0	0	1	1	1	1

※令和 2 年度のみ 10 月時点

### ② 見込量確保の方策

- 日常生活用具に関する製品情報の収集を行うとともに、サービスを必要とする人への事業の周知及び情報提供に努めます。

## ( 7 ) 手話奉仕員養成研修事業

サービス	概要
手話奉仕員養成研修事業	手話の講習会を実施し手話通訳ボランティアの養成を図ります。

### ① 必要な量の見込み（年間）

サービス名	単位	実績			見込み		
		平成 30 年度	令和 元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
手話奉仕員養成 研修事業	実施有無	有	有	有	有	有	有

※令和 2 年度のみ 10 月時点

### ② 見込量確保の方策

- 手話ボランティア・通訳者の育成のための講習会を継続して実施するなど、必要な人材の育成・確保に努めます

## (8) 移動支援事業

サービス	概要
移動支援事業	円滑に外出できるよう、移動を支援します。

### ① 必要な量の見込み（年間）

サービス名	単位	実績			見込み		
		平成 30 年度	令和 元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
移動支援	実利用人数	2	2	1	1	1	1
	延べ利用 時間	280	196	100	100	100	100

※令和2年度のみ 10月時点

### ② 見込量確保の方策

- 利用者の状況やニーズに応じた柔軟な形態での実施などを含め、移動支援の充実に努めます。
- 移動支援事業への参入を呼びかけ、実施事業所の確保を図ります。

## (9) 地域活動支援センター事業

サービス	概要
地域活動支援センター事業	創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流等を行います。

### ① 必要な量の見込み（年間）

サービス名	単位	実績			見込み		
		平成 30 年度	令和 元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
地域活動支援センタ ー事業	箇所数	3	3	3	3	3	3

※令和 2 年度のみ 10 月時点

### ② 見込量確保の方策

- 相談支援機能の強化を図るとともに、創作的活動及び地域交流の場として、内容の充実を図ります。

## (10) その他の事業

サービス	概要
日中一時支援事業	日中、障がいのある人への活動の場を提供するとともに、見守りを行い社会に適応するための日常的な訓練を実施します。また、障がいのある方の家族に対して、一時的な休息を提供します。
訪問入浴サービス事業	在宅で重度の身体障がい者の生活を支援するため、居宅へ訪問し入浴サービスを提供します。
自動車改造費助成事業	身体障がい者の社会復帰の促進を図るため、就労等に伴い自らが所有し運転する自動車の、走行装置等の必要な改造に要した費用の一部を助成します。
自動車運転免許取得助成事業	身体障がい者の社会参加の促進を図るために、道路交通法に規定する第1種普通自動車運転免許を取得する場合、取得に要する費用の一部を助成します。

### ① 必要な量の見込み（年間）

サービス名	単位	実績			見込み		
		平成 30 年度	令和 元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
日中一時支援事業	利用 人数	3	3	3	3	3	3
訪問入浴サービス事 業	利用 人数	1	1	1	1	1	1
社会参加支援事業							
スポーツ・レクリエーション振興 支援	利用 件数	0	0	0	0	0	0
声の広報等の発行	利用 件数	0	0	0	0	0	0
自動車運転免許 取得費助成事業	利用 件数	1	0	2	1	1	1
自動車改造費助成 事業	利用 件数	1	0	0	1	1	1

※令和2年度のみ 10月時点

## ② 見込量確保の方策

- 自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、地域の実績等を勘案し、適切な事業者等を選定しつつ、事業を必要とする人へサービス提供体制の充実を図ります。

## 4 障がい児福祉サービスの利用状況と利用見込み

サービス	概要
児童発達支援	日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練等の支援を行い、児童発達支援センター等に障がい児を通わせて児童発達支援事業を行います。
医療型児童発達支援	日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練等の支援と治療を行い、医療型児童発達支援センター等に障がい児を通わせて児童発達支援及び治療が行われます。
放課後等デイサービス	学校の授業終了後や学校の休校日に、放課後等デイサービス事業所等の施設に通い、生活能力向上のために必要な訓練や、社会との交流の促進その他必要な支援を行います。
保育所等訪問支援	保育所等を訪問し、障がい児に対して、障がい児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援等を行います。
居宅訪問型児童発達支援	重症心身障がい児等の重度の障がい児で、障害児通所支援を利用するため外出することが著しく困難な児童に対し、居宅を訪問して発達支援を行います。
障がい児相談支援	障がい児通所支援の利用にあたっては、障がい児利用支援計画を作成し、その内容が適切か一定期間ごとにモニタリングを行います。

### ① 必要な量の見込み（1月当たり）

サービス名	単位	実績			見込み		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
児童発達支援	人分	0	0	0	0	0	0
	人日分	0	0	0	0	0	0
医療型児童発達支援	人分	0	0	0	0	0	0
	人日分	0	0	0	0	0	0
放課後等デイサービス	人分	1	1	1	1	1	0
	人日分	13	15	15	15	15	0
保育所等訪問支援	人分	0	0	0	0	0	0
	人日分	0	0	0	0	0	0
居宅訪問型児童発達支援	人分	0	0	0	0	0	0
	人日分	0	0	0	0	0	0
障害児相談支援	人分	1	1	1	1	1	0
医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置人数	人	0	0	0	0	0	0

※各年度3月分まで(令和2年度のみ10月分まで)の1月当たり平均

## ② 見込量確保の方策

- 今後もサービスに対する需要が増大していくことが見込まれるため、社会福祉法人等の従来の事業の担い手だけにとどまらず、より幅広く多くのサービス提供事業者の一層の参入を促進していきます。特に、医療的ケア児や重症心身障がい児を受け入れることができる事業所等の確保を図ります。
- 利用者が安心してより質の高いサービスを受けられるよう、事業者に対して指導、監査及び研修等を実施し、事業者の運営の適正化を図ります。
- 障がい児の障がい種別や年齢別等のニーズに応じて、身近な場所で提供できるように、地域における支援体制の整備を進めます。
- 障がい児のライフステージに沿って、地域の保健、医療、障害福祉、保育、教育、就労支援等の関係機関が連携を図り、切れ目のない一貫した支援を提供する体制の構築を図ります。

## 1 計画の推進体制

計画の推進にあたっては、国や県、七宗町社会福祉協議会や自立支援協議会等との連携のもと、町民、ボランティア、民生委員・児童委員、サービス提供事業者、企業、医療関係者などとのネットワークの形成を図り、障がい者が個人としての尊厳にふさわしい日常生活または社会生活が営めるように支援体制の確保を図り、計画を推進します。

## 2 計画の進行管理

国の基本指針を踏まえ、障がい福祉計画におけるPDCAサイクルによる評価と見直しを行います。

成果目標及び活動指標については、定期的にその実績を把握し、障がい者施策や関連施策の動向も踏まえながら、計画の中間評価として、分析・評価を行い、必要があると認めるときには、計画の変更や事業の見直し等の措置を講じます。

